

用地事務の適正な執行について

平成7年11月30日用地第989号
用地課長通知
最終改正 平成13年4月1日

公共事業の用地取得については、日々御努力いただいているところですが、その事務処理について一部適正を欠く事例が見受けられました。

つきましては、今後、不適切な事務処理が無いよう「埼玉県県土整備部用地事務取扱要綱」および「登記及び支払に関する事務取扱要領」を厳格に遵守し、用地事務を執行してください。

特に、下記事項に十分留意するとともに、併せて、建物移転を伴う清算金の支払については、所長（所長から移転完了等の確認について委任を受けた者を含む。）が現地で移転完了を確認したうえで、請求書に移転完了等確認済印を押印することとし、支出命令伺書に移転完了前、移転後の写真を添付してください。

記

- 1 前金の支払 登記関係書類未提出のまま支払をしないこと。
- 2 清算金の支払 未登記及び所有権以外の権利が付いたまま支払をしないこと。
土地の引渡しを受ける前に支払をしないこと。
物件の移転完了前に支払をしないこと。
- 3 契約者の特定 特に相続等が発生している場合において、「相続持分のないことの証明書」を使用する際は、必ず本人（登記権利者）の署名捺印（実印）並びに印鑑証明書を受領すること。